

蒲 郡 市 保 育 園 入 所 案 内

～ 令和6年4月入所用 ～

[公立保育園15園・私立みどり保育園]



(お断り)

この案内は公立保育園またはみどり保育園を入所の第一希望と考えている方向けの案内です。認定こども園・小規模保育事業所・幼稚園の入所・入園について記載していません。これら施設の手続きに関しては各施設にお問い合わせください（連絡先は16ページに記載）。

目 次

1	保育の必要性の認定（区分・保育時間・必要事由）	P1～P2
2	保育園の入所申込と面接について（日程や必要書類）	P3～P5
3	保育園・こども園等一覧表（公立及び私立の認可保育施設）	P6
4	4月入所までの流れ（申込・内定・入園式）	P7
5	利用者負担額（保育料）・給食費・おやつ代などの費用	P8～P10
6	延長保育／土曜保育／休日保育／病児病後児保育	P11～P12
7	追加申込／途中入所／5月以降の育児休業復帰／出産予定など	P13
8	用語解説／Q&A	P14～P15

9	認定こども園・小規模保育事業所・幼稚園への入園・入所	P16

申込書類などの書き方

ホームページでは書類の書き方、注意点を動画で解説していますので是非ご覧ください。

ホームページ解説動画



<https://www.city.gamagori.lg.jp/site/subsite-kosodate/nyuen.html>

～令和6年度は何歳児？～

まず確認！

生	年	月	日	区分
令和5年4月2日	～	令和6年4月1日		0歳児
※生後6ヶ月を経過した翌月から入所可能				
令和4年4月2日	～	令和5年4月1日		1歳児
令和3年4月2日	～	令和4年4月1日		2歳児
令和2年4月2日	～	令和3年4月1日		3歳児
平成31年4月2日	～	令和2年4月1日		4歳児
平成30年4月2日	～	平成31年4月1日		5歳児



1 保育の必要性の認定

保育園や認定こども園等を利用するためには、「保育の必要性の認定」を受けることが必要です（「子どものための教育・保育給付認定」と言います）。認定は、保護者の居住地の市町村が行います。

認定のための書類 → 「子どものための教育・保育給付認定申請書」

(1) 認定の区分

認定の区分は下表の3つに区分されます。保護者の就労などによる保育の必要性と、子どもの年齢に応じて認定します。**保育園を利用するには2号又は3号の認定が必要です。**

認定区分	保育の必要性	対象となる子ども	利用できる施設
1号認定 (教育標準時間認定)	なし	満3歳以上の未就学児（2号認定を除く）	幼稚園 認定こども園
2号認定 (保育認定)	あり	満3歳以上で保護者の就労や疾病などにより、 保育を必要とする子ども	保育園 認定こども園 小規模保育事業所※
3号認定 (保育認定)	あり	満3歳未満で保護者の就労や疾病などにより、 保育を必要とする子ども	

※小規模保育事業所は0,1,2歳児クラスのみです。

(2) 保育の必要量・保育時間

(1)の2号、3号の認定については、保護者の就労時間などにより、さらに「保育短時間」認定と「保育標準時間」認定に区分されます。利用者負担額（保育料）や延長保育の取り扱いも、この区分に応じて異なります。

保育必要量	保育時間	就労時間の条件
保育短時間	8時30分から16時30分以内	月64時間以上 (1日4時間以上かつ月16日以上を基本)
保育標準時間	7時30分から18時30分以内	週30時間以上かつ月120時間以上

○保育園によっては18時までの園もあります。

○上記の保育時間帯を超える保育を希望される方は、延長保育の利用申請が必要です。(11ページ参照)

「保育を必要とする事由」の一覧については次ページを参照➡

(3) 保育を必要とする事由

保育を受けるためには下表のいずれかの事由に該当することが必要です。

	事 由	条 件
①	就 労	仕事を常時している(1ヶ月64時間以上) ※1 (内職の場合は3歳児以上に限る)
②	育児休業中	育児休業中である(新規入所の場合、3歳児以上の入所要件として適用)※2 ⇒新規入所児童が就学前までに職場復帰される方が対象
③	求職活動	求職活動中である(この事由の有効期間は30日間です) ⇒令和6年度4月入所の場合は、令和6年4月30日(火)まで
④	妊娠・出産	出産予定日から産前8週にあたる日の翌月の初日から出産日の翌日から産後8週にあたる日の月の月末まで
⑤	疾病・障がい	保護者が病気または心身に障がいがある
⑥	看護・介護	病気または心身に障がいのある同居の親族を常時看護又は介護している(1ヶ月64時間以上)
⑦	就 学	保護者が就学している(職業訓練校含む)(就学時間1ヶ月64時間以上)
⑧	虐待・DV	家庭内において、虐待やDVのおそれがあること
⑨	災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあたっている
⑩	その他	上記の類する状態として市が認める場合

※1 在宅勤務(テレワーク)含む。

※2 在園児(2歳児以上に限る)がおり、下の児童の育児休業を取得した場合、在園時は引き続き保育が可能



2 保育園の入所申込と面接について

(1) 入所申込できるお子さんの要件（令和6年4月入所）


①～③すべてに当てはまる方は入所申込みをすることが可能です。

- ① お子さんが平成30年4月2日から令和5年10月1日までに生まれていること
- ② お子さんと保護者が蒲郡市に住民登録し、実際に蒲郡市に住んでいること
- ③ 集団保育が可能なお子さんで、保育の必要性が認められること

(2) 入所申込・面接の日時・場所

入所申込・面接は完全予約制にて実施します。予約方法は下記をご参照ください。

当日は、入所対象のお子さんを同伴してお越しください。入所に必要な書類の提出・確認及びお子さんの面接を行います。所要時間は約20分です。

場 所	日 時	予 約 方 法
市民体育センター 第4会議室 蒲郡市緑町3-69	10月1日(日)	オンライン予約となります。 下記QRコードまたはURLから アクセスし予約してください。  https://logoform.jp/f/GnFVa
	2日(月)	
	3日(火)	
	4日(水)	
	5日(木)	
	6日(金)	
	午前9時～ 午後7時	

台風などの影響を考慮し、10月7日（土）を予備日に設定しています（予約はできません）。
予備日に実施する場合は、個別にご連絡いたします。

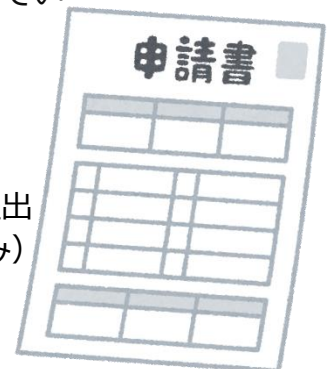
重要!

(3) 入所申込時にお持ちいただく書類

入所申込当日に下記の書類を提出していただきます。書類は必要なところをすべて記入してお持ち下さい。未記入箇所がある場合は受付できません。

書類はすべて黒ボールペンで記入してください。消せるボールペン（フリクション等）の使用は不可です。

- ① 保育所入所申込書・・・入所のための書類
- ② 子どものための教育・保育給付認定申請書・・・保育の必要性の認定を受けるための書類
- ③ 保育の必要性を証明する書類（父・母分）（就労証明書、確定申告書、医師の診断書、求職活動申立書など）・・・詳細は次ページで説明しますので必ずご確認ください。
- ④ 入所申請時調査票・・・育成の状況などの調査票
- ⑤ 母子健康手帳（親子健康手帳）・・・面接の際に確認させていただきます場合があります。
- ⑥ 在宅障害児（者）に関する申請書・・・該当する場合のみ提出
- ⑦ 在留カード・・・中長期滞在の外国籍の方全員分（外国籍の方のみ）



《保育の必要性を証明する書類について》

入所申込には保育の必要性を証明する書類が必要です。保護者の状況・事由ごとに必要書類は異なります。該当するものをご用意ください。

父用・母用それぞれの証明書類が必要です。

証明書類等は原本による提出が必要ですが、きょうだいで同時入所申込をされる場合などで複数枚必要となる場合は、1部原本、その他はコピーで構いません。

事由	事由	提出書類	様式
就労	事業所勤務等 会社勤務、株式・有限会社社長、パート、自営業主に雇われている方（令和6年4月～育休復帰予定者含む）	・ 就労証明書（事業所勤務用） （勤務先の事業者が記載） 【就労基準】・・・就労時間が月64時間以上必要	A
	内職 (3歳児以上に限る)	・ 就労証明書（内職用） （申請者本人が必要事項を記載したうえで、雇い主が事業所証明欄を記載） 【就労基準】・・・就労時間が月64時間以上必要	B
	自営業 事業主であり、ご自身で確定申告をしている方	・ 就労証明書（自営業用） （申請者本人が記載） ・ 確定申告書の写し（最新のもの） など自ら事業を行っていることがわかる書類 【就労基準】・・・就労時間が月64時間以上必要	C
	農業・漁業 事業主であり、ご自身で確定申告をしている方	・ 就労証明書（農業・漁業用） （申請者本人が記載） ・ 確定申告書の写し（最新のもの） など自ら事業を行っていることがわかる書類 農業は、耕作面積がおおむね30a以上必要 【就労基準】・・・就労時間が月64時間以上必要	D
	育児休業中 (3歳児以上に限る)	・ 就労証明書（育児休業用） （勤務先の事業者が記載 育休欄を記載すること） ・ 育児休業期間が確認できる辞令などの写し 新規入所児童が就学前までに職場復帰される方が対象	E
求職活動 求職活動を行っている方	・ 求職活動申立書 ただし、入所後30日以内に就労証明書が提出できない場合は、退所していただきます。	F	
出産・疾病・障がい・介護等	・ 保育を必要とする申出・証明書（出産・疾病・家族介護用） 出産、疾病、障がい、同居家族の介護看護の状況がわかる書類を添付（証明書の書面をよくお読みください） 【基準】 妊娠出産・・・出産予定日から産前8週にあたる日の翌月の初日から出産日の翌日から産後8週にあたる日の月の月末まで 疾病障がい・・・保護者が病気または心身に障がいがある 介護看護・・・病気または心身に障がいのある同居の親族を常時看護又は介護している（月64時間以上必要）	G	
就学	・ 保育を必要とする申出・証明書（学生用） 申請者本人が必要事項を記載したうえで学校が証明欄を記載） 学校教育法に定める教育施設、又は職業能力開発促進法に定める施設（職業訓練校）、又は職業能力開発総合大学校に通う方。 就学時間は月64時間以上必要	H	
災害復旧・虐待・DV	子育て支援課にお問い合わせください（電話0533-66-1107）		

《保育の実施を希望する期間について》

書類記入上の注意

保育園は、保育が必要な期間だけお子様をお預かりする施設です。保護者の就労、出産、求職などの事由によって保育を実施する期間が異なります。

『保育所入所申込書』及び『子どものための教育・保育給付認定申請書』における【保育の実施を希望する期間】欄には、下記を参考に記入してください。

○就労の場合

就労の場合は、歳児別に下記のように記入してください。

歳児	「保育の実施を希望する期間」に記入する期間
0歳児	令和6年4月1日～令和12年3月31日
1歳児	令和6年4月1日～令和11年3月31日
2歳児	令和6年4月1日～令和10年3月31日
3歳児	令和6年4月1日～令和9年3月31日
4歳児	令和6年4月1日～令和8年3月31日
5歳児	令和6年4月1日～令和7年3月31日



○妊娠・出産

出産予定日により、下記のとおり記入してください。

出産予定日	「保育の実施を希望する期間」に記入する期間
令和6年2月5日～令和6年3月5日	令和6年4月1日～令和6年4月30日
令和6年3月6日～令和6年4月5日	令和6年4月1日～令和6年5月31日
令和6年4月6日～令和6年5月5日	令和6年4月1日～令和6年6月30日
令和6年5月6日～令和6年5月25日	令和6年4月1日～令和6年7月31日

○求職活動

「令和6年4月1日～令和6年4月30日」と記入してください。

○育児休業・就学・傷病等

令和6年4月1日～保育を必要とする事由が終了する日の月末まで。

ただし、5歳児時点の年度末が限度となります。

(例)

事由	保育を必要とする事由が終了する期間	「保育の実施を希望する期間」に記入する期間
育児休業	令和6年9月10日に育児休業終了	令和6年4月1日～令和6年9月30日
傷病	令和6年10月10日に治癒見込	令和6年4月1日～令和6年10月31日
就学	令和8年3月31日が〇〇学校卒業見込	令和6年4月1日～令和8年3月31日

3 保育園・こども園等一覧表



保育園紹介動画
あります

YouTube→蒲郡市子育て支援課

蒲郡市内の認可保育施設

No	園名	公私	電話番号 (0533)	所在地	保育年齢			延長 保育	平日開所時間 (土曜保育は下記参照)
					0・1 歳児	2歳児	3～5 歳児		
1 ※	大塚保育園	公	59-8560	大塚町後広畑 84-1		○	○	○	7時30分～18時
2 ※	大塚西保育園	公	59-7014	大塚町西屋敷 68-1			○		8時30分～16時30分
3	三谷東保育園	公	68-5853	三谷町東四丁目 146	○	○	○	○	7時30分～19時
4	三谷西保育園	公	68-3319	三谷町七舗 142-28	○	○	○	○	7時30分～19時
5	みどり保育園	私	68-3418	豊岡町向山42	○	○	○	○	7時30分～19時
6	東部保育園	公	68-5653	豊岡町池田16-3		○	○	○	7時30分～18時
7	府相保育園	公	68-2331	丸山町3-34	○	○	○	○	7時30分～19時
8	南部保育園	公	68-3384	神明町22-28	○	○	○	○	7時30分～19時
9	北部保育園	公	68-5482	清田町門前2-16	○	○	○	○	7時30分～19時
10	西部保育園	公	68-2343	神ノ郷町壱町田 14-5	○	○	○	○	7時30分～19時
11	中部保育園	公	68-4989	旭町22-18	○	○	○	○	7時30分～19時
12 ※	塩津保育園	公	68-3840	竹谷町今御堂 63-1	○	○	○	○	7時30分～19時
13	形原北保育園	公	57-4301	金平町三本木1			○	○	7時30分～18時
14	形原保育園	公	57-2600	形原町中村3-3	○	○	○	○	7時30分～18時
15	形原南保育園	公	57-2809	形原町西根崎 17-4	○	○	○	○	7時30分～19時
16	西浦保育園	公	57-2709	西浦町丸落20-3	○	○	○	○	7時30分～18時
17 ※	幼稚園型 認定こども園 木船幼稚園	私	69-4418	蒲郡町荒子 81-17		○	○	○	7時30分～18時30分
18 ※	幼保連携型 認定こども園 鹿島こども園	私	68-5736	鹿島町長田34-1	○	○	○	○	7時30分～19時
19 ※	小規模保育事業所 むつみの丘	私	56-7311	竹谷町道泉9-9	○	○		○	7時30分～19時

※No.1、2、12 大塚保育園と大塚西保育園は統合建替えの計画があります。塩津保育園は小学校・公民館との複合施設建設計画があります。

※No.17～19の施設の入所申込みは保育園と流れが異なりますので、16ページをご覧の上、各施設へお問い合わせください。

【0歳児保育】

0歳児保育は生後6ヶ月を経過した翌月から利用可能です（令和6年4月入所の場合は、令和5年10月1日以前生まれ）。なお みどり保育園では定員に余裕のある場合に限り、産後休暇明けの保育(産休明け保育)を実施します（要相談）。

【延長保育】

延長保育を利用する場合は、別途申請が必要です（11ページ参照）。

【土曜保育】

土曜日の保育はみどり保育園は17時まで。その他の保育園等は14時までです。

また、一部の公立保育園は指定園での保育となります。

詳しくは11ページをご覧ください。[6]

4 4月入所までの流れ（保育園）

公立保育園15園・私立みどり保育園の場合

重要!

9月1日から9月29日まで

①必要書類の入手
[保護者]

+

②入所申込・面接日
の予約
[保護者]

就労証明など保
育が必要なこと
を証明する書類
の準備

入所書類や案内冊子（この冊子）は**市役所子育て支援課、市内児童館**で配布しています。また、ホームページから書類一式をダウンロードすることもできます。

解説動画



この冊子又は市ホームページの解説動画をご覧の上、必要事項を記入してください。

予約サイト



（重要）パソコン又はスマホから入所申込・面接の日時を予約してください（**9月29日17時締切**）。

10月1日から10月6日のいずれか

③入所申込・面接
の実施
[保護者+児童+市]

2（3）に記載
した書類をご用
意ください

市民体育センターで実施します。**お子さんを同伴**し、予約時間に遅れないようお越しください。所要時間は20分程度です。

④審査・利用調整
[市]

保育の必要性を総合的に審査します。各園の申し込み状況を踏まえ利用の調整を行い、内定します。調整の結果、第一希望以外の園にご案内する場合があります。

12月下旬（郵送）

⑤入所の内定
[市 → 保護者]

「保育所入所内定通知書」を交付します（郵送）。

※内定結果を受けて入所を見合わせた場合でも申し出により、3月末までにご希望の園に空きが出た時は、保育の必要度の高い方から順にご案内することができます。

2月13日予定（各園）

⑥新入園児保護者説明会
[保護者+保育園]

内定した保育園で実施します。詳しい内容は「⑤入所の内定」の通知の中でお知らせします。当日、教育・保育給付認定通知書等を交付します。

4月3日予定（各園）

⑦入園式
[児童+保護者+保育園]

詳しい内容は「⑥新入園児保護者説明会」の日にお知らせします。当日、利用契約決定通知書等を交付します。

○申請書類や面接で虚偽の内容があった場合は、判明次第、入所取り消しとなります。
○就労状況等、保育を必要とする事由に変更があったときは、直ちに新たな認定申請が必要です。認定の内容によっては、入所を取り消す場合があります。

5-1 利用者負担額（保育料）

保育園の利用者負担額（保育料）は下記のとおりとなります。（公立・私立共通）

0歳児 ～ 2歳児・・・世帯の市町村民税課税状況等をもとに算定します。

（詳しくは[次ページ](#)をご覧ください）

3歳児 ～ 5歳児・・・無料

※保育料は月額設定です。

※延長保育（11ページ）、休日保育（12ページ）を利用する場合は別途費用がかかります。

5-2 給食費（3歳児～5歳児）

3歳児～5歳児は給食費をご負担いただきます。0歳児～2歳児は給食費をいたしません。
給食費は主食費（ごはん、パン代）と副食費（おかず、昼のおやつ等）に区分されています。

(1) 公立保育園の給食費（令和6年度予定）

平日のみの提供です。

①主食費（月額900円相当）→給食費負担軽減事業により、保護者負担はありません。

②副食費（月額5,000円相当）→給食費負担軽減事業により、月額4,500円となります。

令和6年度の公立保育園給食費は①+②=**月額4,500円**です。

(2) 私立みどり保育園の給食費（令和6年度予定）

平日のみの提供です。

①主食費（月額900円相当）→給食費負担軽減事業により、保護者負担はありません。

②副食費（月額5,000円相当）→給食費負担軽減事業により、月額4,500円となります。

令和6年度のみどり保育園給食費は①+②=**月額4,500円**です。

(1) (2) 共通

※給食費は月額設定です。日割り計算はしませんのでご了承ください。

※給食費負担軽減事業・・・保護者負担軽減と物価高騰対応として実施している市の施策

※給食費の免除・・・市町村民税所得割課税額やきょうだいの人数による免除制度があります（申請は不要）。

5-3 平日夕方のおやつ代

平日の保育時間が17時を超える場合におやつを提供します。

公立保育園 **月額1,000円**

みどり保育園 **月額1,000円**

※おやつ代は月額設定です。日割り計算はしませんのでご了承ください。

5-4 その他の費用

園で使う用品の購入費などは各自でご負担いただきます。

例（公立保育園の場合）

保育用品代（帽子、名札、お便りはさみ）、写真購入費、

父母の会費、災害等給付掛金 など

5-5 利用者負担額表（保育料）（0歳児～2歳児用）

利用者負担額（保育料）は、世帯の扶養義務者（原則として父母）の市町村民税課税状況等により、下表の区分で算定します。課税状況やきょうだいの人数などにより保育料が免除・軽減される場合があります。なお、3歳児～5歳児は無料です。

父母が非課税であり、祖父母と同居している場合は祖父母のうち市町村民税の高い方1人を算定の対象とします。

階層区分		利用者負担額(月額(円)) (0歳児から2歳児)	
		保育標準時間	保育短時間
A	生活保護世帯等	0	0
B1	市町村民税非課税の、母子、父子、在宅障害児(者)のいる世帯	0	0
B2	市町村民税非課税世帯	0	0
C1	市町村民税所得割非課税(均等割のみ課税)で母子、父子、在宅障害児(者)のいる世帯	4,000	3,750
	〃 第2子以降	0	0
C2	市町村民税所得割非課税(均等割のみ課税)の世帯	9,000	8,500
	〃 第2子	4,500	4,250
	〃 第3子以降	0	0
D1	市町村民税所得割課税額が48,600円未満で母子、父子、在宅障害児(者)のいる世帯	6,500	6,250
	〃 第2子以降	0	0
D2	市町村民税所得割課税額が48,600円未満の世帯	14,000	13,500
	〃 第2子	7,000	6,750
	〃 第3子以降	0	0
D3-1	市町村民税所得割課税額が48,600円以上77,101円未満で母子、父子、在宅障害児(者)のいる世帯	6,500	6,250
	〃 第2子以降	0	0
D3-2	市町村民税所得割課税額が97,000円未満の世帯	19,000	18,500
	市町村民税所得割課税額が48,600円以上57,700円未満の世帯の第2子	9,500	9,250
	〃 第3子以降	0	0
D4	市町村民税所得割課税額が169,000円未満の世帯	30,000	29,000
D5	市町村民税所得割課税額が301,000円未満の世帯	46,000	45,000
D6	市町村民税所得割課税額が397,000円未満の世帯	53,000	52,000
D7	市町村民税所得割課税額が397,000円以上の世帯	53,000	52,000

保育料は、4月～8月分は前年度市町村民税課税状況等により算定し、9月～翌3月分は当該年度市町村民税課税状況等により算定します。

課税額が変更になった場合は、保育料も変更します。

[次ページへ続く→](#)

《保育料の軽減措置等》

【同一世帯から2人以上の就学前児童が保育所等※を利用している場合】

ア	対象施設を利用している就学前児童(該当する児童が2人以上の場合は、そのうち最年長のもの1人とする。)	利用者負担額表に定める額
イ	対象施設を利用しているア以外の就学前児童(該当する児童が2人以上の場合は、そのうち最年長のもの1人とする。)	利用者負担額表に定める額 ×0.5
ウ	対象施設を利用しているア及びイ以外の就学前児童	0円

※保育所等・・・保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、児童発達支援センター、児童心理治療施設通所部に入所又は児童デイサービスを利用している場合

【第3子以降の0歳児～2歳児の保育料の無料化】

利用者負担額表のB2階層からD7階層までに属する世帯で、同一世帯で3人以上の児童（18歳に達する日以後の3月31日までの間にある者）を現に養育し、当該児童のうち出生順位が第3子以降の児童が0歳児～2歳児として保育所に入所している場合、表の規定にかかわらずその児童の保育料は無料となります。



6-1 延長保育

保護者の就業等の事情により、1ページの保育時間を超えて保育を希望する場合は、各園の開所時間の範囲で延長保育を実施します（開所時間は6ページで確認）。

下記の利用が延長保育となります。

- ・「保育短時間」認定の方・・・8時30分から16時30分以外の時間帯の保育利用
- ・「保育標準時間」認定の方・・・7時30分から18時30分以外 〃

(1) 利用申請について

2月の新入園児保護者説明会で利用申請書をお渡しします。

(2) 利用料金について

①延長保育利用料（月額）

30分ごと500円（生活保護世帯は無料）

（例）保育短時間認定の方が16時30分から18時まで延長保育を利用する場合
延長時間は90分なので延長保育利用料は1,500円（月額）となります。

②夕方のおやつ代（月額）

延長保育時間が17時を超える場合は夕方のおやつを提供します。

夕方のおやつ代は1,000円（月額）です。

※延長保育利用料、おやつ代は月額設定です。日割り計算はしませんのでご了承ください。

6-2 土曜保育

(1) 利用申請について

2月の新入園児保護者説明会で利用申込書をお渡しします。

(2) 実施概要

- ①公立保育園 利用時間7時30分～14時まで
- ②みどり保育園 利用時間7時30分～17時まで

以下の対象園では、土曜日は指定園での保育になります。

対象園		土曜保育実施園 (指定園)
大塚・大塚西	➡	三谷東
三谷西	➡	府相
東部・西部	➡	北部
塩津	➡	中部
形原北	➡	形原南



(3) おやつ・給食代

土曜日に提供するおやつ・給食代です。

- ①公立保育園 **土曜分 月額600円（おやつのみ提供）**
- ②みどり保育園 **土曜分 月額600円～1,000円**

※おやつ・給食代は月額設定です。日割り計算はしませんのでご了承ください。

6-3 休日保育

日曜日及び祝日に保護者の就労等で保育を必要とする場合にお預かりします。
利用申請について

(1) 利用申請について

2月の新入園児保護者説明会で利用登録申請書をお渡しします。

(2) 実施概要

- ・対象 保育園・こども園に入所している児童（保育認定）のうち、保護者の就労等のため、日曜及び祝日に保育が必要な1歳児から5歳児までの、健康状態に問題なく集団保育が可能な児童。
- ・実施日 日曜日及び祝日（12月31日～1月3日を除く）
- ・実施時間 7時30分～18時
- ・定員 一日最大25人
- ・実施場所 中部保育園
- ・利用料 1、2歳児 2,400円/日
3歳児 1,200円/日
4、5歳児 1,000円/日
（生活保護世帯、市町村民税非課税のひとり親世帯などは無料。）
- ・その他 昼食、おやつは持参

6-4 病児病後児保育

児童が病気又は病気の回復期で保育園や幼稚園等に登園できない間、お預かりします。

(1) 利用について

2月の新入園児保護者説明会で利用登録申請書をお渡しします。

(2) 実施概要

- ・対象 以下の①～③すべてに該当するお子さんが対象です。
 - ①蒲郡市在住で、保育園等、幼稚園、小学校及び託児所（定期的利用）等に通園・通学している。
 - ②満1歳から小学6年生で、病気又は病気の回復期にあり、集団保育が困難である。
 - ③保護者の就労等で家庭での保育が困難
- ・実施時間 8時～18時（延長は要相談）
- ・受入人数 一日3人
- ・実施場所 おひさまキッズ病児・病後児保育室（形原町）
- ・利用料 1、2歳 3,000円/日
3歳以上 2,700円/日
（昼食代、おやつ代別）
延長料金 30分ごと500円

7-1 4月入所の追加申込

事情により10月1日～6日の間に入所申込みを行わなかった方について、4月入所の追加申込を実施します。令和6年1月中旬頃に子育て支援課で受付を開始する予定です。
詳しい内容は広報がまごおり1月号（12月25日発行）をご覧ください

7-2 年度途中の入所

保育園は年度の途中からの入所も可能です。入所希望月の2ヶ月前の21日（21日が休日の場合はその翌日）から入園前月20日（20日が休日の場合はその翌日）までに申込みが必要です。子育て支援課にお越しください。先着順で受付をします。

（例）10月1日から入所したい場合➡ 申込期間 8月21日～9月20日

ただし、5月入園のみ受付期間は4月1日13:30～4月19日となります。

7-3 令和6年5月以降に育児休業から復帰される方・ 5月26日以降に出産予定の方

11月15日（水） から子育て支援課で仮申込みを受け付けます。以下の書類をお持ちになってお越しください。スムーズに入所できるよう配慮させていただきますが、ご希望の園に入れない場合がございますのでご了承ください。

- ・育児休業復帰の方 ➡ 育児休業期間がわかる書類のコピー（育児休業辞令など）
- ・出産予定の方 ➡ 出産予定日のわかる書類のコピー



8-1 用語解説

【保育園】

保護者※が、お子さんを日中家庭で保育することができないとき、毎日一定の時間、保護者にかわって保育をするところです。

市内にある認可保育園は、児童福祉法の基準に沿った定員、保育士数、施設の規模などにより運営されており、公立15園・私立みどり保育園ともに申し込み受付や入所の決定、保育料の決定などは蒲郡市が行います。

※保護者とは、お子さんを養育している方を指し、基本的には父母となります。

【認定こども園】

幼稚園と保育園の機能を兼ね備え、就学前の子どもに教育と保育を一体的に提供し、地域の子育て家庭に対する支援を行う施設です。鹿島こども園、木船幼稚園が認定こども園に該当します。

【小規模保育事業所】

0～2歳児を対象に少人数（原則19人以下）で運営する保育所です。本市では、むつみの丘が該当します。3歳児以降の保育の受け入れ先の連携施設は鹿島こども園です。（公立保育園15園でも受け入れ可能です。）

【幼稚園】

学校教育法に基づく学校で、幼児を保育し、適切な環境を与えてその心身の発達を助長する事を目的としています。蒲郡あさひこ幼稚園、蒲郡あけぼの幼稚園がこれに該当します。

8-2 Q&A

入所期間はいつまでですか？

入所できる期間は、保育の必要性の認定を受けた期間のうち、申込者の希望する期間です（小学校入学前まで）。入所中に保育の必要性が無くなった場合は退所となります。月初日を入所日、月末日を退所日としています。

希望した園に必ず入所できますか？

希望者多数の場合は入所できない場合があります。第二希望、第三希望の園を内定する場合があります。

小学校区以外の保育園に入所できますか？

保育園に学区（園区）はありません。市内の保育園であれば、どこでも選択できます。例えば、保護者の職場の近くの保育園を選択することも可能です。

蒲郡市に引っ越す予定ですが4月入所の申し込みはできますか？

できます。ただし、お子さんと保護者が蒲郡市に住民登録し、実際に蒲郡市に住在していることが入所要件の一つとなっていますので、令和6年4月入所の場合は令和6年3月19日までに要件を満たすようにしてください。

同居の祖父母が無職で家にいます。それでも入所できますか？

保育を必要性の認定を受けるのは保護者（基本的に父母）です。保護者が必要な要件を満たしていれば、入所の申し込みをすることができます。

子どもの発達心配です。面接の結果、入所できない場合がありますか？

お子さんの発達具合は様々です。お子さんの発達状況やこれからの育ちを考えたうえで、保育園のような集団で活動する場所より、個々への手厚い対応が可能な療育施設等への入所についてご相談させていただく場合があります。

小規模保育事業所むつみの丘へ入所した場合、3歳児からほかの保育園にスムーズに転園できますか？

新規入所申込みが必要となりますが、連携施設である鹿島こども園や公立保育園15園で受け入れを行います。

途中で転園することができますか？

転園先に空きがある必要がありますが転園は可能です。転園時期により手続きが異なりますので、詳しくは子育て支援課にお問い合わせください。

保護者の勤務先が変更になりました。どのような手続きが必要ですか？

「子どものための教育・保育給付認定申請書」の再提出が必要になります。入所前は子育て支援課、入所後は保育園にお問い合わせください。

祖父母と同居しています。祖父母の所得は利用者負担額（保育料）の算定の対象となりますか？

保護者に市町村民税が課税されていれば、祖父母は算定の対象になりません。ただし、保護者の市町村民税が非課税の場合は、同居及び同一敷地内居住の祖父又は祖母の市町村民税の高い方の額を算定の対象とします。

食物アレルギーへの対応はできますか？

医師の診断書が必要になります。除去食の提供にあたっては、お子さんの状況により、弁当持参となる場合もあります。詳しくは子育て支援課にお問い合わせください。



9 認定こども園・小規模保育事業所・幼稚園への入園・入所

保育園以外の施設について入所申込の概要は下記のとおりです。詳しくは各施設にお問い合わせください。

(1) 木船幼稚園 (幼稚園型認定こども園)

- ・運営法人 学校法人竜台学園
- ・入園申込書類の配布 9月1日(金)～
- ・入園説明会 9月14日(木) 10時15分
- ・入園願書受付 幼稚園認定 10月2日(月)から定員に達するまで
保育園認定 10月2日(月)～6日(金)
受付時間 9時30分～正午
- ・実施場所 木船幼稚園 蒲都市荒子81-17 電話0533-69-4418

(2) 鹿島こども園 (幼保連携型認定こども園) 及び

(3) むつみの丘 (小規模保育事業所)

- ・運営法人 学校法人明睦学園
- ・入所申込書類の配布 9月1日(金)～29日(金)
- ・入園説明会 実施しません
- ・入園申込書受付面接 10月1日(日) 9時30分～正午
面接を実施するためお子様と一緒にお願いします。
(※都合がつかない場合は、10月2日(月)～6日(金)の同時間に受け付けます。)
- ・実施場所 鹿島こども園 蒲都市鹿島町長田34-1 電話0533-68-5736

(1)、(2)、(3)の施設について、申込多数(保育申込)の場合、市で利用の調整を行います。保育の必要度の高い方から順に入所を内定します。これにより、第1希望ではなく、第2・第3希望の施設を案内する場合があります。対象となる方には、市から12月末までにご連絡します。

(4) 蒲郡あさひこ幼稚園

- ・運営法人 学校法人牧原学園
- ・入園申込書類の配布 9月1日(金)から幼稚園、子育て支援課で配布します。
- ・入園説明会 9月9日(土) 14時00分
- ・入園願書受付 10月2日(月)から
- ・説明会実施場所 蒲郡あさひこ幼稚園 蒲都市三谷町塚前60-1 電話0533-66-5300

(5) 蒲郡あけぼの幼稚園

- ・運営法人 学校法人三鈴学園
- ・入園申込書類の配布 9月1日(金)から幼稚園、子育て支援課で配布します。
- ・入園説明会 9月5日(日) 10時00分
- ・入園願書受付 10月2日(月)から
- ・説明会実施場所 蒲郡あけぼの幼稚園 蒲都市鹿島町工ボシ形13-1 電話0533-66-1551